

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令について

1. 背景

今般、第190回国会において流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号。以下「改正法」という。）が成立・公布され、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）が改正され、新たに、認定に際しての都道府県公安委員会への協議が規定されたことに伴い、国土交通省令・内閣府令委任事項とされた、認定に際しての協議の手続き及び協議対象とならない場合等について規定する必要がある。

2. 概要

（1）認定に際しての都道府県公安委員会への協議の詳細（第1条～第5条関係）

法第4条第7項において新たに認定に当たって都道府県公安委員会への協議を行うこととしたことに伴いその詳細について以下の通り定める。

① 書面の送付について（第1条関係）

申請があった場合には遅滞なく都道府県公安委員会に申請書の写しを添えて意見を求める旨の書面を送付する旨定める。

② 意見の提出について（第2条関係）

都道府県公安委員会は書面の送付を受けた日から20日以内に意見を提出するものとする。

③ 意見を聴く必要がない場合（第3条関係）

「軌道事業及びトラックターミナル事業に該当しない場合」及び「貨物軌道事業を行う場合であっても従前に物流総合効率化法上の貨物軌道事業と全く同じ路線等で事業を行う場合」においては意見を聴く必要がないものとする。

④ 処分の通知（第4条関係）

関係公安委員会の意見提出があった認定申請について処分を行ったときは、遅滞なく処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

⑤ 準用（第5条関係）

法第5条第1項の変更認定に際しても①～④を準用することとする。

（2）施行期日

この省令は、改正法の施行日と同じ平成28年10月1日から施行することとする。

3. スケジュール

公	布	平成28年9月30日（金）
施	行	平成28年10月1日（土）